

## 白岡市議会議長交際費取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交際費の明確化及び透明性の向上を図るため、議長の交際費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「交際費」とは、議長が、議会を代表し、議会の対外的な活動等をするために要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費をいう。

(執行基準)

第3条 議長は、執行しようとする交際費が次に掲げる基準に適合するときは、当該交際費を執行することができる。

- (1) 議会を代表しての支出
- (2) 市政の円滑な遂行と進展のために必要な団体若しくは個人又は友好及び信頼関係を維持するために必要な団体若しくは個人に対する支出
- (3) 儀礼的な範囲内の支出
- (4) 必要最小限の適正な支出
- (5) その他議長が必要と認める支出

2 交際費の1件当たりの支出は、当該内容によって、他と均衡を失しない程度の額とする。

(支出内容)

第4条 交際費の支出の対象となる内容、支出額等は、次のとおりとする。

- (1) 慶事及び見舞

ア 慶事及び見舞の範囲は、原則として、国会議員、県議会議員、県知事、県副知事、市長、副市長及び教育長等とする。この場合において、支出の有無は、その都度議長と協議するものとする。

イ 支出額は、2万円を限度とする。

- (2) 弔事

弔事の範囲、支出額等は、別表のとおりとする。

- (3) 各種団体の行事等

ア 各種団体の行事等については、行事等の趣旨、出席者の範囲、市政との関連、開催場所等を勘案し、出席の可否を判断して執行するものとする。

イ 支出額は、飲食を伴う場合は1万円を限度とし、その他は5,000円を限度とする。

ウ 会費の明示のあるものは、原則として、その額を支出するものとする。

(4) 各地区の行事等

ア 各地区の行事等については、行事等の趣旨、市政との関連等を勘案し、出席の要否を判断して執行するものとする。

イ 支出額は、5,000円を限度とする。

(5) 懇談会

ア 有識者、県議会議員、国会議員等との意見交換、情報収集等を目的とした懇談会

イ 講演会等の開催に伴う講師等との懇談会

ウ その他特に市政上、真に必要と認められる懇談会

エ 支出額は、1万円を限度とする。

(6) その他議長が必要と認める外部との交渉、交際等を行う必要が生じた場合は、その都度議長と協議し、その支出額を決定することができるものとする。

(見直し)

第5条 この要綱に規定する執行基準及び支出内容は、交際費に係る支出事務の一層の適正化を図るため、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日決裁)

この要綱は、白岡町の市制施行の日(平成24年10月1日)から施行する。

附 則 (令和7年3月31日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

範 囲	香典等	花輪	
市長、副市長及び教育長	10,000円	○	
市長、副市長及び教育長の配偶者及び1親等の尊属・卑属			
過去に在籍した市（町）長、副市（町）長及び教育長			
議会議長			
議会議長の配偶者及び1親等の尊属・卑属			
過去に在籍した議会議長			
議会議員			
議会議員の配偶者及び1親等の尊属・卑属			
過去に在籍した議会議員			△
近隣の議長等			5,000円
近隣の議長等の配偶者及び1親等の尊属・卑属			
議会事務局職員	10,000円	○	

備考

- 花輪について、○印は添えるものとし、△印は執行部と費用を折半で添えるものとし、×印は添えないものとする。  
 なお、花輪については、都合により、生花、盛籠又は供物料とすることができる。
- その他の者で、議長が必要と認める場合は、別途協議するものとする。